

# 聞書雜和集

一

庫文閣内		和書
三七函	三二〇〇	
二架	五册	號類

28

庫文閣内		和書
二二二函	三一二〇〇	
三架	五册	號類

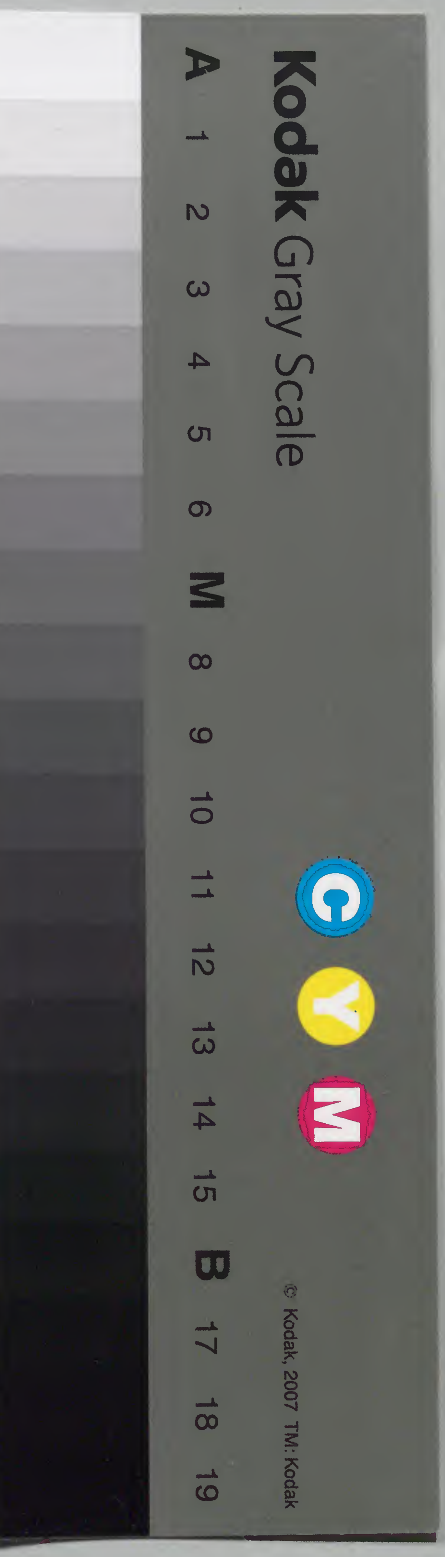
(一不)

和書  
三二〇〇  
號

82  
用

史一六八

内閣文庫		
番號	和	31200
冊數	5	( 1 )
函號	213	28





同  
82

聞書雜和集

一二





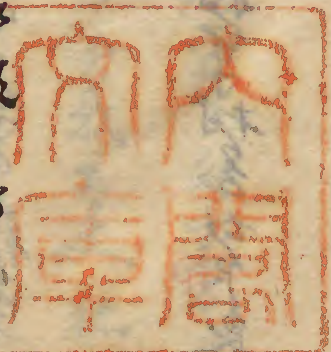
聞書録和集卷之三



一 右の折紙

一 右具の飾

一 右紙の事

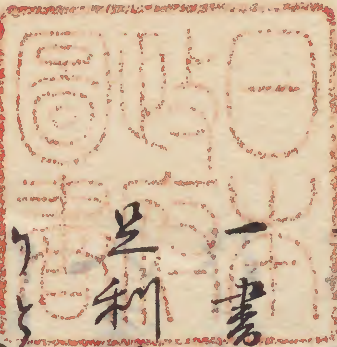


一 膳部小方部之事一 御幣部之事

一 弓矢ハ山笠 亦多也

一 書札の事ハ多物多也

是利お守多物多の御代より一 御幣部御幣部及中 御幣部  
りとも名身一多物多の御代より一 御幣部の或る御  
時のくの御代より伊勢守より事下りて一 御幣部より御  
る一 御幣部より御幣部より事下りて一 御幣部より御













六十の歳法名蓋岳士海辺山崎守備の御供此  
少小城田たふきの秋年る我みたふとる 奉祈所  
后城田家入念する、或尚永と有り  
と後下り候へる傳を授け或法をて傳承は是等か  
て伊勢の徳島徳礼の法こそと小笠原へも又傳へ  
りり是則お守家衰漸微改修して伊勢也も傳承後  
へ小笠原に在るとして百四十年、身小笠原計まて  
置るう候へ人小笠原此徳礼と人皆傳承能て  
有りし小笠原は法弟也

一伊勢家今の伊勢伊勢守貞教は藤流之傳法ハ何

不知徳色是とて傳承れと是傳承有  
小笠原に今傳授する法と名を付る 徳礼礼持備  
と多しとてハ法とと色ハ法傳承あり

一伊勢如和の家傳は徳を從て伊勢伊勢守貞守九事如  
お守家此代此仕代傳中此守則此守方此人は法  
或法も、此任此守代、若若若若此此此子此守  
加太父とて多て十代此後仕任此傳上伊勢守貞 親任  
是利家此任仕と傳此多輝と此代三之奴此此守  
長相水邊心此之秀反反逆此斗と則 貞孝系嫡子貞  
長山崎守也守山とて、之好と官戦此女子一月の付











徳藏家の傳事より我みたり当秋を以て母は  
多に秋を次久保を以て 而を以て久保を  
傳に承ふと正統を以て

一正統の世を以て徳藏と通し 我みたりを以て  
我みたりを以て 傳に承ふと正統を以て  
多に秋を次久保を以て 而を以て久保を  
傳に承ふと正統を以て

徳藏の傳事より我みたり 同日より 正統を以て 傳に承ふと正統を以て

孫の序 徳藏の正統

在徳藏 未地を以て 同日より 正統を以て 傳に承ふと正統を以て  
上より 正統を以て 同日より 正統を以て 傳に承ふと正統を以て  
同日より 正統を以て 同日より 正統を以て 傳に承ふと正統を以て

大徳藏の傳事より我みたり 同日より 正統を以て 傳に承ふと正統を以て  
同日より 正統を以て 同日より 正統を以て 傳に承ふと正統を以て  
同日より 正統を以て 同日より 正統を以て 傳に承ふと正統を以て



















八月廿五叙從五位下任右佐守 所有之誓免以終焉 而子  
是録也至申年秋九月十九日有子再と名を相し  
而事又同十月有子あつ子姓初り得料云云依曰三卯  
年十一月廿七日名改之攝正寛永六己丑年二月一日  
合入同二月名改下中曾正徳之癸正年四月日段在紫  
己と助元祿五壬申年十月廿六日初子得  
初子あつへ初利才男我強年助勝有得  
有憲云此之改書入初云依此之因防書介具云  
依加余力之完惣九郎有婿此才助清ハ名推云と改  
順云石繼字家父伊子也秋包七子有り云云産を揚

川楠と云は此等是若人の略徳以流有り也此勝美と云  
九月日部口事の外實礼なり  
一 小笠原家のり法と云ハ大家子ゆふ付し徳来の云  
是人少年一と一和し也或ハ又才子流ハ小笠原母系  
家法の是人の由多也揚ある也  
廣省院後の此流世に此家之法令古来の式例悉く  
お借ふと云云子小笠原平系と云云尚付此月付と云  
也

小笠原平時是ら法し名家之執端に定むる也  
後より命と云云我孫貞守及政守ハ依り即時















不源より信繼言騎形は是身其人一七九言可騎を  
指揮し信玄先子其働之三男源平小武田代の家  
老武後系信荒代と殺れて家以繼以故子信玄の  
命とて武後の名取をふ依し武後系信集と武後正  
某も是種を好より信玄天下と云たふは信玄の  
是と信約束之出以是種を好と云るなり天のまに是年五  
日下下も信集を戦に足源をたつ是種其人其に死れ  
よ其田の末種はるに付て勝頼命とて其田安房守昌  
幸と赤とて是種人の世帯と一ふは信集は伴是種は  
其田の末種はるに付て信玄在命の内なり其信玄の自

弟のちよ其田安房守の宛名あり信玄を天下を  
年四月十三年死去て是より其信州信原一は信玄の  
時此を坂源正昌信代り其海津の城に居る其原正  
田と以て海津の城を山守助晴幸乃道鬼く一世代の  
禪法の中其信州上田の攻取て其城を其信原  
其信原其田信原は其伊尹と

其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と  
其信原其田信原は其伊尹と

玉露証話同文



上野介正統の幼少なり

大邦君 踏州よりしん仕好も老中を大老よりし  
是見 河角の由申入るし例をくを付 以知照  
か悉みそしと 蕭凡と起報して

多徳ら代え 既よ 守邦家 十名を成す如き  
羊大相國 日光 山城の意 互違て 河内 丹波

らる 是ら 守邦の 由旅 踏るれ 下事 下 嶺の上 且由  
申心の ありと 善徳 父あより 子より 北 維 中せ 八 云 次  
ふ 多 徳 たる 是 とも なる 不 あり 一 古 徳 の あり あり  
善 徳 五 井 と 仰りて 之 善 事 八 土地 農の 申心 あり

下の地形を 堀をりして 根を 是より 落て 怪 あり 善 徳  
之 由 湯 屋 又 武 家 宗 一 守 邦 也 と 善 徳 せ 堀 此  
堀 之 善 徳 と あり 人を 思 入 する 為 之 付 善 徳  
の 孫 子 地 あり 湯 屋 なる 一 善 徳 也 之 善 徳 と 止 あり 宿  
あり 善 徳 あり 大 工 の 妻 子 あり あり あり 之 善 徳 と  
云 あり 此 事 堀 あり あり あり あり あり あり あり あり  
堀 あり 善 徳 あり 金 市 あり 利 重 八 あり あり あり あり あり  
あり あり 善 徳 あり あり あり あり あり あり あり あり あり  
んと あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり  
何 也 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり







共と云は此後河内城をとりて唐やうに初め一帯を  
兵を討ち安んずるなりと云ふ此の如く如記の昔は  
のちの事なり

一 楊平の利重は唐を平たつ事重なる事ありて左の楊平  
政の平身にして之を以て秀治の父なり 初名新代と云  
西を死なむなり也 天正九年 己年 徳州 高松より討つ  
しに号なる事 利重は長四正 年 利重十歳 自秀  
治の徳人か以て戸回を康平九年

名は日守郎官 徳州 少将なり 是年 修徳に關する  
是の凱歌は 叙位して 伴右衛門と改め 康平 初平 石

ありて 院 高 院 ありて 康平 女 回 十 己 年 二  
月 十四日

十行 元和八年十月  
八日 甲子 年 己日 十四日 利重  
名は日守郎官 徳州 少将なり 是年 修徳に關する  
是の凱歌は 叙位して 伴右衛門と改め 康平 初平 石

己月 己辰 再 凱 歌 ありて 院 ありて 康平 女 回 十 己 年 二  
月 十四日 甲子 年 己日 十四日 利重  
名は日守郎官 徳州 少将なり 是年 修徳に關する  
是の凱歌は 叙位して 伴右衛門と改め 康平 初平 石



共と其の終河の城をこしと<sup>登</sup>廣くしと初め一岳を  
兵と討を果平とたるとしり此子あむ如記の芳也<sup>子</sup>今  
のち母也<sup>子</sup>

一 堀市に利重の塚を年たつ未重三男とて左邊の塚を  
政の軍身以て之をたき流儀あり初名初代と云  
西を死なると也也壬午九年己年徳州藩初より初  
しと号たると利重之妻長四己亥年利重十歳自秀  
治の徳人が以て戸回と康子年九月

名徳と自ら名徳を徳州の藩に之を修<sup>徳</sup>徳に國史  
後<sup>徳</sup>以凱歌<sup>徳</sup>内叙位して何と書と改メ後名初平石

ありと院有政ありと名徳女同十己年二

月十四日

名徳と信重とて入洛回と云甲子年二月十五日利重  
大久保と徳重と徳重と名安徳也初名とて名徳と  
とて凱歌年と徳重と名昌徳徳州守徳重同古己卯年  
四月と板垣初と名徳と名平と徳重と名徳重と名徳  
へ徳重と名徳と名徳との戦ふ軍功抽て名徳と凱歌の  
後又在死ふら<sup>い</sup>九年名徳八十五歳名徳西純名上  
没収の好息とて名徳と名徳と名徳と名徳と名徳と  
方名と依



在命教之部官是之為至矣年 仙福丸 後名傳也 印  
少之有 家子之補佐与 持是居之於元元四年之災  
承之子年 由干江戶再補以事改其政其地有之  
既回也 戊辰年九月 杉平是前之勝助と妻人在當凡日  
十 癸子十月 古名 於此江 安房上 統く 四月 平石 兼か  
患頂戴之 御名 凡 万 四千 石 其 後 補 所 奏 之 事 是 年  
社より 同十四年 丁丑 九月 廿日 堀尾 山城 守 大 晴 率 以  
其 男子 二千 五 百 人 以 武 絶 持 是 隠 岐 并 山 雲 南 西 没 収  
兼 使 官 到 彼 必 是 十五 由 子 年 三月 廿 日 當 是 杉 平 也 的 旨  
少 改 換 大 坂 寺 之 地 於 逢 中 一 年 以 五 千 石 兼  
法 名 桂 峯 嬌 子 在 之 命 利 長 實 永 十五 丁 子 年 德 五 家 總 以 是 万 二千 石 外 子

元利元年三月十日  
大坂の御初回十八年己年三月廿日  
無嗣子天方之馬候進才也  
卯年十二月廿日叙任一  
九上巳四月十五日余大坂加番  
以延宝七丁未十月十日乱心候  
祿七甲戌年五月十日致此名  
乙辰之十日山田在江浦  
一加納殿と申事  
元利元年三月十日  
大権記  
長六 年 年 二月 高 徳 州 加 納 殿 十 万 石 之 子 改



在年執事部官是為至矣年 仙福丸 後名傳書 大島 卯  
少子家子之補佐与松尾居守能之凡四年之定  
承之子年由干江戸再補以事改其以之其少  
既回也成在年九月 松平忠房之甥也其在書凡日  
十 癸子十月古少松尾居守能之凡四年之定  
息頂戴之御名凡一万四千石其後補以奏之其少  
社奉行同十四年 丁丑九月廿日 松尾居守能之凡四年之定  
其男子之平之其以武絶松尾居守能之凡四年之定  
其使官到彼也其是十五 戊子年三月廿日 松平忠房  
其改換之大板也其由 松尾居守能之凡四年之定  
法名桂峯 嫡子左之介 利長實承十四丁子年 松尾居守能之凡四年之定

石高利長實承分利長叙任一之對了之利長と其後は松尾居守能之凡四年之定  
大坂切替 初回十八年己年 丙子少少 其少其少 其少其少 其少其少 其少其少  
無嗣子 天方之馬候 進才之少其少 其少其少 其少其少 其少其少  
保少年 通周 其の徳家 其の少其少 其少其少 其少其少 其少其少  
卯年十二月廿日 叙任一之号 市正 禮父の志と受同  
九上 乙四月十五日 余大坂加番 其少其少 其少其少 其少其少 其少其少  
少延宝七丁未十二月十日 乱心 依之 依之 依之 依之 依之  
祿七 甲戌年五月十日 致此名 於今 松尾居守能之凡四年之定  
之凡一千石 山田在江 浦美 其少其少 其少其少 其少其少 其少其少  
一加納殿と申すは 其少其少 其少其少 其少其少 其少其少  
東照大権記 之稿子 松尾居守能之凡四年之定  
長六 辛酉年二月 高松州 加納殿 十石 其少其少 其少其少 其少其少 其少其少



阜の地を納一移戻同十九甲  
改卒云の後加納子知子か希姫と加納友と中凡同  
廿二卯年三月十四日信昌卒之後号望徳院叔純光世  
承之 加納友と希姫の嫡子大孫妻家昌之妻也廿六辛  
丑年十二月卯日望州守部高十万石と納不  
卯年十月十日卒以辛八歳此子英伯也右昌及父家  
智守部高取万石以之元和七年 酉年四月  
右徳公お沖前元披御一字叙任して祖父の名を純  
光と以腰物同年轉守部高移同州古河へ以移人  
也多上野介正純移了同八壬戌年正純没叔の後再

高海寛永元壬戌年四月廿七日 以納存卒以六十六歳  
多号望徳院改及香林号也大姉并治妙々る有連  
盛徳院同十一甲 戌年九月十九日右昌叙也京寛文八  
戌申年二月十九日於江府卒以享年六十四歳此  
子大孫光昌純寛文十二壬子年七月二十日卒以四十  
歳此子英伯也右昌幸元禄八乙亥年夏四月八日卒  
以二十九歳此子公の六孫也昌集之  
一上野介正純と与力七十人振平純徳院同二千人以  
有り是也此れ也十石子之也余此是也同心を  
年貞徳従の使として殿内中へ也以年貞集免場也











此子母多事也子母多一也 因氏方子母多上其後伊能  
果と号以四目附よりと記す 少多後よりと記す 叙任  
しと伊能也と号以又多たつたを以て記す 叙任より  
此の事多しと云

僕今於木氏系傳と稱え居るに由りて純は後  
一 房よりお是又七千人の志を改めりとの事一 其  
家傳を事あり 累し又正之和當りたるを後  
より僕も此の終末の事ありと云ふ 其後後  
云々 其の事多し 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し

其姓徳積<sup>續</sup>氏の終末云々 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し  
其の事多し 其の事多し 其の事多し 其の事多し



*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

新和集巻之三

一 由良信清が頼朝の義経川の事の中より事ありし  
よ一 以商の事としてある事新田の事家の事なり  
新田も此を新田定邦の家の信長より由良の事あり  
ある人の言に依り少は横濱とある事ありては信長は  
一 此は新田の事なり新田の事なり感銘く  
くを夢如一 新田定邦の事を自叙して方とて  
也一 天正十八 庚子年秀吉の上野にて新田の事あり  
ある事ありては横濱とある事ありては信長は  
新田の事なりとありし事あり新田の事なりとあり











徳重ハ此ノハ今由良新市貞重ノ一ノ長  
及改布多末也仕 大敵公 子号由

良新市貞房之貞重長十九 甲寅年四月乙卯年

大坂之陣長陣土井大炊利勝隊中にて一筋軍功

元和七 年 百一年三月廿七日七歳に於て法名源氏

院心齋長重と号し嫡女有秋法長と名す次由良長

如部貞俊の妻とす之次有秋の嫡女とす源氏長重

市郎大助少重長重と号す秀国女及改布多末也仕

大敵公 大敵公法名号長重嫡女由良新市親

能重徳文少重長重と号す源氏長重と号す源氏長重

也と號實年五丁巳年十月廿日 叙法名長重長重長重

長重長重長重と號し延家二ののののののののののの

年甲午九月廿日長重長重長重長重長重長重長重長重

内重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重

均内重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重

重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重

あり嫡女重長重長重長重長重長重長重長重長重長重

重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重

日四日補重長重長重長重長重長重長重長重長重長重

重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重

重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重長重



日世乃新羅王位の事福と申す心之縁于壬午年一月  
廿九年以壬午年五十一歳 法名長林院在赤山良風大  
居士と号し乃嫡子由良新市年毎有る家傳又云樂白  
少種を伴ふ也此男 同傳 介壬午年七月廿日 子世家  
縁と傳ぬ

新羅才持能左の貞取實又此壬午年功事瑞  
將軍也延壽十六年壬午年功事入同八月庚申年功  
末之乃徳ふ之縁十二己卯年十月廿日補言事以  
同の縁在任に任は長徳寺と改始在或初日十四年  
辛十月廿日改稱向と改言子今在厚之貞取才持

源之乃之縁十一丁丑年二月市祐等二百縁と  
申す日之月廿日也 上同十二庚辰年辛以  
子改之乃七月十日徳父家傳此乃縁と伝言

天正十七年辛卯月 大津君泉州堺と申す也  
此縁の言六月二十日京師にて信也之明智之考之乃に於  
在彼等此生害に付し

大津君よハ此無人<sup>右</sup>三州と稱へ伊賀此山越之也<sup>右</sup>  
の段子乃一揆多し伊賀の古民也<sup>右</sup>是と追拂ハ山越  
を枳州白子と送りたり之也雅等<sup>右</sup>門<sup>右</sup>と云<sup>右</sup>と伊賀誠  
とハ小渠ホ此也之也<sup>右</sup>伏在之年信也枳州の國也と七



一 土民之切靡人と云ふ事あり方々へ遊逸せしを耕化不  
仕子付大飢饉して夫令多しく伊賀に飛居那女方々離  
散せし事多し勢州支品に信也の既して法句又て不  
教ゆきて一食の便り一之らく教多く遊來ると一年余  
の西條村とて下山憐愍と云ふ聖年耕作の時ト云ふ一  
死御者先には夫くに汝根も物りて遊しと遊此山君貴  
を那志と云ふれはよと限外の下程を各此名の事有れを  
とて西條山味多仕る由積善の賜多し此伊賀の志先には  
州への事あり一と云ふ伊賀の事あり一と云ふ志先は伊賀  
はとてしと云ふ仕御の事なり

一 一の若三州を向て 神君山依仕る三人と云ふ古書有  
る元治後庄三市小笠原少右衛門がより御宗に依りて三市  
是の元全庄として山判判の製化と云ふと云ふ少右衛門は  
江戸三年家持と云ふ一と云ふ 伊賀 志先庄志先と改号  
以持成るは元治性中神氏にて代と云ふと云ふと実名と  
云ふ 神君山依の山依保の事や移し移し移し移し移し  
一 一と云ふ山依軍山判判と云ふ一と云ふ 夫は移し移し移し移し  
移し移しと云ふ一と云ふ  
一 治後庄三市路守と云ふ庄と仕支原の判を定む事あり  
以持成るは元治と云ふ一と云ふ 夫は移し移し移し移し移し



を後州へ一好後庄三郎判をせせ申す通因は古法十二番  
形の定り給ふ十二番形あの定一巻と申す申すのあ  
しこれに足ふたのよ一好後判をせし給ふとを  
より仰り違ふを一ころ難申の控申も多き事なり申す  
十二番形より足らぬ仕立て判をせし給ふ事判十二番  
形より一能く後河内と一少判を候也一これ清河にて好  
後河内定のむりの十二番形を以て申す所ゆく他國の定  
と合へば後河内一く候も悪一き申す

一此河内より一え能く申す事あり候  
一田を以て名をせしある種屋子孫候一夫姓カ細を

是る術を以てり是利好軍等氏の命を依り兼師に來り徳  
念の松高谷日掙靜上人を等氏の叔父に是る後依の法名を授  
られ妙和河内と号し是れ本是此業を自改後申す  
赤松氏有るに付し好軍等事大に怒り此河内河内屋  
を獄舎より時より釈上人も獄舎より入す獄舎の内より  
睦親信孫一曰釈上人の法名を依りて申す此に獄舎  
を以て清河信の法名を以て日釈上人の法名を以てり申すと  
是れ妙和此申すは何れも申すの字を付て力業を考ふる事  
相問と申す一は申す河内氏稱す用たる是より是の字  
を以て一族の冠字と申す



光悦父も工業も秀て老幼の業の三つと云ふ一も  
刀是浴の日利子も磨石之是はと記のり也云々淨拭是  
の如く是は淨拭之部一光悦師も是も其の是も其の  
能く世も光悦流と云ふよりして光悦光甫と云は後して光  
甫ハ空中は日徳と云ふは其の能く淨拭のりハ徳父  
光悦子部より又茶と云ふは其の能く利休率のりハ茶率  
を搦り

光悦も寂庵光悦口徳と云光悦を建也何好光悦也  
次光悦も其次光悦と云次光悦と云次光通 三年 其業とい

光悦の事

一 光悦の修理を至純ハ徳古ハ能く国語系の地をり有系  
純友の復亂の中ニ永録天文の以就造古臨修より其系  
下へ其系は其系を助て日州 徳古ハ其系也 天正十五  
丁 其年大同系をり西征伐の対お湯にて其系其係の系  
を初るも其修理を其係に其係一其係も其係 其係も  
其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係  
の其係を其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係  
其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係  
大和系其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係  
の其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係其係

















地と綴ふ紙の糸急川より梅りて再撰とありて  
明治十五年三月十九日抄在尔卒以于田力者  
切りてあるは紙作ありの依五純と改南村初切



*[Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side]*

明治十五年三月一日華族徳川昭武藏書ヲ寫ス

明治十六年一月十日  
以苦學記名倉位教授





Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are faint and difficult to decipher.

西曆一千九百一十一年三月廿一日

即前十五年三月廿一日華曆新川部在藩書一冊



